

令和 8 年度 労働報酬下限額の設定について

1 工事請負契約

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第 8 条第 1 項第 1 号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

工事の請負契約：農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（以下「公共工事設計労務単価」という。）

ア 労働者等・一人親方

【考えられる方策】

農林水産省及び国土交通省が令和 7 年 2 月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の 49 職種については、令和 8 年度の新宿区労働報酬下限額を、それぞれの単価に100分の90を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額となった場合は、その単価を基に算出する。

農林水産省及び国土交通省が令和 7 年 2 月に発表した東京都における公共工事設計労務単価のうち、設定されない職種「建具工」、「建築ブロック工」の 2 職種については、令和 8 年度の新宿区労働報酬下限額を、「建具工」については「内装工」、「建築ブロック工」については「石工」の単価に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額となった場合は、その単価を基に算出する。

< 説明 >

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いる単価であり、農林水産省及び国土交通省が公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに調査し、賃金実態を正しく反映させた単価でもある。

平成28年度以降、「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」(以下「要綱」という。)又は「新宿区公契約条例」(以下「条例」という。)に基づく労働報酬下限額(要綱にあつては最低賃金水準額)を、東京都における公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて得た額とし、労働者等における適正な労働環境を確保してきた。

労働報酬下限額(最低賃金水準額)を、100分の90を乗じて得た金額とした理由は、仮に公共工事設計労務単価をそのまま労働報酬下限額(最低賃金水準額)とした場合、受注者等が労働者等の技術や経験に応じた賃金差を設ける際、受注者等に負担がかかるおそれがあるためである。

このことを踏まえ、今年度同様、令和8年度の新宿区労働報酬下限額については、東京都における公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて得た額とするという方策が考えられる。なお、東京都における公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて得た金額は以下のとおりである。

(単位：円/1日当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	26,910	27	普通船員	27,720
02	普通作業員	24,120	28	潜水士	44,910
03	軽作業員	16,650	29	潜水連絡員	32,850
04	造園工	24,390	30	潜水送気員	31,860
05	法面工	30,060	31	山林砂防工	28,890
06	とび工	29,610	32	軌道工	51,660
07	石工	29,520	33	型わく工	28,530
08	ブロック工	27,450	34	大工	27,360
09	電工	29,340	35	左官	29,700
10	鉄筋工	29,340	36	配管工	25,740
11	鉄骨工	26,640	37	はつり工	27,090
12	塗装工	31,050	38	防水工	32,490
13	溶接工	33,300	39	板金工	30,780
14	運転手(特殊)	27,450	40	タイル工	24,390
15	運転手(一般)	22,860	41	サッシ工	28,890
16	潜かん工	33,300	42	屋根ふき工	30,510
17	潜かん世話役	39,870	43	内装工	29,700
18	さく岩工	35,640	44	ガラス工	28,440
19	トンネル特殊工	32,220	45	建具工	29,700
20	トンネル作業員	27,900	46	ダクト工	26,640
21	トンネル世話役	36,450	47	保温工	24,930
22	橋りょう特殊工	31,320	48	建築ブロック工	29,520
23	橋りょう塗装工	31,950	49	設備機械工	25,200
24	橋りょう世話役	36,540	50	交通誘導警備員A	18,180
25	土木一般世話役	29,160	51	交通誘導警備員B	15,840
26	高級船員	34,380			

【参考1】 条例(要綱)に基づく労働報酬下限額(最低賃金水準額)の設定状況

平成22年度～平成26年度	公共工事設計労務単価の100分の <u>80</u> を乗じて得た額
平成27年度	同上 100分の <u>85</u> を乗じて得た額
平成28年度～令和7年度	同上 100分の <u>90</u> を乗じて得た額

【参考2】 公共工事設計労務単価に対する契約業者(2,000万以上)の労務単価割合

令和7年4月から令和7年9月末まで

案件別平均	契約件数	構成比%	
		100%以上	95%以上
105%以上	6	10.9	23.6
100～105%未満	7	12.7	47.3
95～100%未満	13	23.7	
90～95%未満	29	52.7	
計	55	100	

【参考】 令和6年4月から令和7年3月末まで

案件別平均	契約件数	構成比%	
		100%以上	95%以上
105%以上	8	9.0	20.2
100～105%未満	10	11.2	52.8
95～100%未満	29	32.6	
90～95%未満	42	47.2	
計	89	100	

労務単価割合における業種の分布(令和6年4月から令和7年3月末まで)

案件別平均	契約件数	業種
105%以上	8	道路舗装2, 建築2, 電気2, 機械器具設置1 エレベーター1
100～105%未満	10	道路舗装3, 空調2, 建築1, 電気1, 橋りょう1 給排水1, 運動場施設1
95～100%未満	29	建築8, 電気6, 道路舗装5, 空調4 道路標示塗装1 電話・通信1, 造園1, エレベーター1, 運動場施設1 一般土木1
90～95%未満	42	建築8, 道路舗装7, 造園7, 電気6, 空調3 一般土木2, エレベーター2, 運動場施設2, 給排水1, 運動器具設置1, 下水道施設1 計装装置1, 防水1

【参考3】令和7年度の都内公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況

	千代田区	墨田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	足立区
東京都の公共工事設計労務単価に対する割合	90%	90%	90%	85%	90%	90%	90%	前年度の95%

	北区	江戸川区	文京区	台東区
東京都の公共工事設計労務単価に対する割合	90%	90%	90%	90%

< 説明 >

職種「建具工」、「建築ブロック工」については、十分な有効標本数が確保できないことから、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない。

令和8年度の新宿区労働報酬下限額については、各職種の内容に近い職種と同様の単価とする。

< 具体的な金額 >

1日あたり

職種	左記職種の内容に近い職種	令和8年度 新宿区労働報酬下限額(案)
建具工	内装工	29,700円
建築ブロック工	石工	29,520円

イ 未熟練工（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者）年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下「未熟練工等」という）

【考えられる方策】

未熟練工等について、令和7年度までは労働報酬下限額を東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”の単価に100分の70を乗じて得た額としていたが、この職種を適用した工事案件がほとんどないため、未熟練工等の職種の設定を廃止する。

< 説明 >

公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において対象外として取り扱われる見習い・手元等は、各種の専門の職人の補助的作業・手伝いを行う作業者となり、東京都における公共工事設計労務単価における職種においては“軽作業員”に近い業務内容となる。昨年度までは、未熟練工等を職種として設定し、労働報酬下限額を東京都における公共工事設計労務単価の職種「軽作業員」に100分の70を乗じて得た金額としていたが、そもそもこの未熟練工等を適用した工事案件がほとんどなく、作業員を熟練、

未熟練と区別する考えも現状では見られないとの意見もあるため、未熟練工等の職種の設定を廃止する。

【参考】令和7年度の都内公契約条例制定他自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の状況

	状況
墨田区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70% (1時間あたり1,619円)
目黒区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70% (1時間あたり1,620円)
世田谷区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70% (1時間あたり1,619円)
渋谷区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70% (1時間あたり1,620円)
中野区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70% (1時間あたり1,618円)
杉並区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70% (1時間あたり1,619円)
足立区	東京都における公共工事設計労務単価(令和6年度)の「軽作業員」の73.4% (1時間あたり1,615円)
北区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70% (1時間あたり1,619円)
江戸川区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70% (1日あたり12,950円)
文京区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70% (1時間あたり1,619円)
台東区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70% (1時間あたり1,619円)

千代田区については、労働者等と見習い・手元等を分けて設定はしていない。

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第2号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

業務委託契約及び協定：新宿区職員の給与に関する条例（昭和27年新宿区条例第1号）第5条第1項第1号口に掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額

当該各号に定める額

その他の事情

両方を勘案して定める

どちらか一方を基準とするものではありません。

【考えられる方策】

業務委託契約及び協定（神奈川県足柄下郡箱根町にある「新宿区立中強羅区民保養所」、山梨県北杜市にある「新宿区立区民健康村」及び長野県北佐久郡立科町にある「新宿区立女神湖高原学園」における協定（以下「郊外施設の協定」という。）を除く。）における令和8年度の新宿区労働報酬下限額は、1時間あたり1,573円とする。

郊外施設の協定における令和8年度の新宿区労働報酬下限額は、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額と東京都における地域別最低賃金額の格差率に令和8年度の新宿区労働報酬下限額を乗じた金額とする。

- ・新宿区立中強羅区民保養所（神奈川県）は 1,572円(+135円)
 - ・新宿区立区民健康村（山梨県）は 1,350円(+128円)
 - ・新宿区立女神湖高原学園（長野県）は 1,361円(+127円)
- ()内は前年度との比較

< 説明 >

【計算式】

$$\frac{(\text{月額 } 193,000 \text{ 円(昨年比 } 16,600 \text{ 円 UP)} + \text{地域手当}) \times 12 \text{ 月}}{1,767.00 \text{ (38時間45分} \times 52 \text{週} - 7 \text{時間45分} \times (16 + 16 \text{日)})(\text{休日等})}$$

$$= 277 \text{万 } 9200 \text{ 円} / 1,767.00 = 1,572.8353\dots$$

1時間あたり 1,573円

新宿区労働報酬下限額は当該業務に従事する労働者等に対して支払われるべき報酬の下限額である。業務委託等は、受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることから、新宿区労働報酬下限額の決定にあたり、区職員の技能系高卒程度の初任給である行政職（二）1級19号給をベースにする。令和7年度第2回労働報酬等審議会においては、特別区人事委員会勧告に基づく行政職（二）1級19号給の引き上げ額を18,300円と想定したが、引き上げ額が16,600円で確定したため、改めて労働報酬下限額を算出する。

また、昨年度同様に、有給休暇取得日数を考慮して労働報酬下限額を算出する考え方がある。有給休暇取得日数については、令和6年度における新宿区職員の有給休暇平均取得日数である16日を算入することが妥当と考えられる。

以上を踏まえ算出した令和8年度の新宿区労働報酬下限額は、今年度より135円高い1,573円とする方策がある。

< 具体的な金額 >

令和8年度の新宿区労働報酬下限額（案） 1,573円

【参考1】要綱又は条例に基づく最低賃金水準額の推移（新宿区）<各年4月に変更>

設定年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (案)
時間単価 (1時間あたり)	1,080円	1,202円	1,245円	1,438円	1,573円
前年との差額	+30円	+122円	+43円	+193円	+135円

【参考2】最低賃金額の推移(東京都) <各年10月に変更>

発効年月	令和3年10月	令和4年10月	令和5年10月	令和6年10月	令和7年10月
最低賃金額 (1時間あたり)	1,041円	1,072円	1,113円	1,163円	1,226円
前年との差額	+28円	+31円	+41円	+50円	+63円

【参考3】令和7年人事院勧告の主な概要

- (1) 特別給(期末手当・勤勉手当)については、支給月数を0.05月引き上げる(4.65月)。
- (2) 月例給については、民間給与との較差(15,014円、3.62%)を埋めるため、総合職試験(大卒程度)に係る初任給を12,000円、一般職試験(大卒程度)に係る初任給を12,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を12,300円引き上げる。これを踏まえ、若年層に重点を置き、俸給表を引き上げ改定する。平均改定率は1級(係員)で5.2%、2級(主任等)で4.2%。

【参考4】令和7年東京都人事委員会勧告の主な概要

- (1) 特別給(期末手当・勤勉手当)については、民間支給割合4.90月分を勘案し、支給割合を0.05月引き上げる(4.90月)。
- (2) 例月給については、民間給与との較差(13,580円、3.24%)を解消するため、初任給(類Bで16,500円、類で14,100円、類で12,300円の引上げ)及び若年層に重点を置きつつ、全級全号給について給料表を引き上げる(平均改定率3.4%)。

【参考5】令和7年特別区人事委員会勧告の主な概要

- (1) 特別給(期末手当・勤勉手当)については、民間支給割合4.92月分を勘案し、支給割合を0.05月引き上げる(4.90月)。
- (2) 月例給については、民間給与との較差(14,860円、3.80%)を解消するため、初任給(類で12,000円、類で18,300円の引上げ)及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で給料月額を引き上げる。

**【参考6】都内公契約条例制定自治体の令和7年度労働報酬下限額の設定状況
別添「令和7年度 委託契約最低賃金一覧」のとおり**

【参考7】令和6年度委託契約における労働報酬下限額

区の業務委託の発注に当たっては、市場価格なども調査して、業務に必要な経費を積算している。令和6年度契約案件の労働環境確認報告書を分析すると、労働報酬下限額の平均額は1,495円であった。

令和6年度委託契約における労働報酬下限額

1時間あたりの下限額	件数	割合	
1245円	76	22.2%	
1246円以上 1250円以下	26	7.6%	
1251円以上 1300円以下	64	18.7%	
1301円以上 1400円以下	47	13.7%	
1401円以上 1500円以下	45	13.2%	
1501円以上 1600円以下	18	5.3%	
1601円以上 1700円以下	18	5.3%	
1701円以上 1800円以下	8	2.3%	
1801円以上 1900円以下	3	0.9%	
1901円以上 2000円以下	9	2.6%	(単位：円)
2001円以上	28	8.2%	平均値
計	342	100.0%	1,495

令和6年度委託契約における労働報酬下限額の業種の分布

1時間あたりの下限額	件数	業種内訳
1245 円	76	建物総合管理12,児童指導10,給食調理8,運送7,総合業務運営7,道路公園管理5,警備3,印刷3,学校用務3,資源回収3,福祉サービス3,清掃2,催事関係業務2,保育業務1,医事業務1,クリーニング1,電気暖冷房保守1,廃棄物処理1,都市計画調査1,教育支援1,受付1
1246 円以上 1250 円以下	26	給食調理9,福祉サービス3,清掃3,道路公園管理2,学校用務2,廃棄物処理1,総合業務運営1,受付1,検査業務1,印刷1,保育業務1,児童指導1
1251 円以上 1300 円以下	64	児童指導13,総合業務運営13,道路公園管理6,給食調理5,情報処理4,福祉サービス4,学校用務2,測量2,清掃2,警備2,建築設計2,運送2,印刷1,設備設計1,広告代理1,図書館業務1,保険業務1,受付1,建物総合管理1
1301 円以上 1400 円以下	47	情報処理19,総合業務運営6,都市計画調査4,運送3,保育業務2,防災支援2,教育支援2,広告代理2,警備2,設備設計2,学校用務1,福祉サービス1,測量1
1401 円以上 1500 円以下	45	情報処理20,福祉サービス5,都市計画調査3,児童指導3,道路公園管理2,廃棄物処理1,測量1,工事監理1,翻訳1,消毒1,防災支援1,受付1,保健業務1,警備1,保育業務1,総合業務運営1,建物総合管理1
1501 円以上 1600 円以下	18	情報処理3,総合業務運営3,催事関係業務2,道路公園管理2,資源回収2,教育支援1,測量1,電気暖冷房保守1,広告代理1,都市計画調査1,建物総合管理1
1601 円以上 1700 円以下	18	都市計画調査3,警備2,建物総合管理2,運送2,総合業務運営2,情報処理1,道路公園管理1,受付1,印刷1,測量1,市場調査1,電気暖冷房保守1
1701 円以上 1800 円以下	8	情報処理2,警備1,都市計画調査1,総合業務運営1,催事関係業務1,廃棄物処理1,保健業務1
1801 円以上 1900 円以下	3	情報処理1,看護1,建築設計1
1901 円以上 2000 円以下	9	情報処理2,電気暖冷房保守1,廃棄物処理1,教育支援1,保育業務1,看護1,福祉サービス1,道路公園管理1
2001 円以上	28	情報処理8,教育支援4,計画策定3,建物総合管理2,電気暖冷房保守2,都市計画調査2,警備1,市場調査1,道路公園管理1,看護1,検査業務1,工事監理1,保育業務1
	計	342

【参考 8】新宿区における入札状況（落札率）（令和 6 年度）

	落札率の平均値		
	工事	委託	物品
入札全体	90.53% (138 件)	83.90% (432 件)	86.19% (156 件)
区長契約のみ	91.15% (66 件)	87.17% (108 件)	84.46% (41 件)
公契約条例対象のみ	91.15% (66 件)	87.69% (91 件)	—

単価合計方式による入札を除く
売却のための入札を除く

落札率の分析（入札全体）

工事

落札率	件数	割合	業種
95%以上 100%以下	52 件	37.7%	建築 16, 道路舗装 11, 空調 8, 給排水 6, 電気 3, 造園 3, 一般土木 2, 消火設備 1 橋りょう工事 1, 下水道施設 1
90%以上 95%未満	26 件	18.9%	建築 10, 電気 5, 道路舗装 3, 空調 3, 給排水 3, 消火設備 1, 一般塗装 1
85%以上 90%未満	22 件	15.9%	建築 9, 電気 4, 電源設備 3, 造園 3, 道路標示塗装 1, 空調 1, 拡声装置 1
80%以上 85%未満	22 件	15.9%	電気 13, 造園 3, 建築 2, 電話通信 1, 運動場施設 1, 運動器具設置 1, 一般土木 1
75%以上 80%未満	9 件	6.5%	建築 4, 電気 2, 防水 1, 電話通信 1, 電源設備 1
75%未満	7 件	5.1%	運動場施設 3, 電気 2, 電話通信 1, 道路標示塗装 1

・主要 5 業種の平均落札率

業種	令和 6 年度		令和 5 年度	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率
建築	41 件	92.46%	42 件	91.56%
電気	29 件	85.58%	25 件	78.38%
給排水・空調	21 件	96.29%	31 件	95.19%
道路舗装	14 件	97.33%	11 件	94.32%
造園	9 件	89.78%	8 件	89.66%

委託

落札率	件数	割合	業種
95%以上 100%以下	96 件	22.2%	廃棄物処理 8, 派遣 8, 道路公園管理 8, 都市計画調査 7, 運送 6, 検査業務 6, 電気暖冷房保守 5, 建物総合管理 5, 警備 5, 印刷 4, 機械設備保守 4, 防災支援 3, 浄化槽清掃 3, 速記 2, 消防設備 2, 情報処理 2, 消毒 2, 催事関係業務 2, 講座等運営 2, 翻訳 1, 保育業務 1, 福祉サービス 1, 総合業務運営 1, 市場調査 1, 資源回収 1, 広告代理 1, 建築設計 1, クリーニング 1, 給食調理 1, 学校用務 1, 医事業務 1
90%以上 95%未満	75 件	17.4%	派遣 12, 運送 8, 道路公園管理 7, 建物総合管理 6, 廃棄物処理 5, 機械設備保守 5, 清掃 4, 消毒 3, 印刷 3, 測量 2, 市場調査 2, 資源回収 2, 催事関係業務 2, 警備 2, 保健業務 1, 防災支援 1, 都市計画調査 1, 電気暖冷房保守 1, 通信施設保守 1, 速記 1, 総合業務運営 1, 講座等運営 1, 広告代理 1, 検査業務 1, クリーニング 1, 教育支援 1
85%以上 90%未満	87 件	20.1%	派遣 32, 都市計画調査 7, 建物総合管理 6, 道路公園管理 3, 電気暖冷房保守 3, 清掃 3, 消防設備 3, 警備 3, 運送 3, 防災支援 2, 廃棄物処理 2, 情報処理 2, 消毒 2, 検査業務 2, 受付 2, 福祉サービス 1, 図書館業務 1, 通信施設保守 1, 測量 1, 総合業務運営 1, 市場調査 1, 催事関係業務 1, 講座等運営 1, クリーニング 1, 教育支援 1, 機械設備保守 1, 印刷 1
80%以上 85%未満	54 件	12.5%	派遣 27, 運送 3, 廃棄物処理 2, 電気暖冷房保守 2, 測量 2, 市場調査 2, 建築設計 2, 検査業務 2, 印刷 2, 保健業務 1, 防災支援 1, 通信施設保守 1, 清掃 1, 消防設備 1, 浄化槽清掃 1, 広告代理 1, 教育支援 1, 機械設備保守 1, 学校用務 1
75%以上 80%未満	45 件	10.4%	派遣 14, 電気暖冷房保守 4, 印刷 4, 都市計画調査 3, 道路公園管理 3, 測量 2, 消毒 2, 検査業務 2, 防災支援 1, 廃棄物処理 1, 速記 1, 清掃 1, 浄化槽清掃 1, 催事関係業務 1, 建築設計 1, 警備 1, クリーニング 1, 運送 1, 医事業務 1
70%以上 75%未満	17 件	3.9%	電気暖冷房保守 4, 催事関係業務 3, 警備 2, 運送 2, 福祉サービス 1, 消防設備 1, 市場調査 1, 講座等運営 1, 広告代理 1, 受付 1
60%以上 70%未満	24 件	5.6%	電気暖冷房保守 5, 印刷 4, 市場調査 3, 講座等運営 2, 検査業務 2, 機械設備保守 2, 医事業務 2, 派遣 1, 都市計画調査 1, 総合業務運営 1, 看護 1

50%以上 60%未満	12 件	2.8%	道路公園管理 2, 保育業務 1, 総合業務運営 1, 清掃 1, 講座等運営 1, 広告代理 1, クリーニング 1, 看護 1, 運送 1, 受付 1, 印刷 1
50%未満	22 件	5.1%	講座等運営 4, 広告代理 3, 検査業務 3, 翻訳 1, 防災支援 1, 廃棄物処理 1, 電気暖冷房保守 1, 総合業務運営 1, 消毒 1, 資源回収 1, 催事関係業務 1, 警備 1, 受付 1, 印刷 1, 医事業務 1

物品

落札率	件数	割合	業種
95%以上 100%以下	44 件	28.2%	賃貸借 5 (一般 2, 情報機器 2, ライセンス 1) 印刷 2 物品購入 37 (事務用品 7, 給食用品 5, 教育用品 5, 被服等 4, 雑貨 3, 福祉用品 3, 家具 2, スポーツ用品 2, 防災用品 2, 薬品等 2, 車両 1, ライセンス 1)
90%以上 95%未満	28 件	17.9%	賃貸借 9 (情報機器 8, 一般 1) 印刷 5 物品購入 14 (防災用品 4, 家電 2, 被服等 2, 教育用品 1, 雑貨 1, 事務用品 1, 車両 1, 情報機器 1, スポーツ用品 1)
85%以上 90%未満	29 件	18.6%	賃貸借 18 (情報機器 11, ライセンス 4, 一般 3) 印刷 6 物品購入 5 (薬品等 2, 教育用品 1, 事務用品 1, 情報機器 1)
80%以上 85%未満	14 件	9.0%	賃貸借 2 (情報機器 2) 印刷 5 物品購入 7 (教育用品 3, 家具 1, スポーツ用品 1, 防災用品 1, ライセンス 1)
75%以上 80%未満	19 件	12.2%	賃貸借 5 (情報機器 3, 一般 2) 印刷 4 物品購入 10 (教育用品 2, 被服等 2, 家具 1, 家電 1, 事務用品 1, 土木用資材 1, 百貨店 1, 防災用品 1)
75%未満	22 件	14.1%	賃貸借 10 (一般 5, 情報機器 5) 物品購入 12 (情報機器 3, 防災用品 3, 事務用品 2, ライセンス 2, 家具 1, 百貨店 1)

< 説明 >

区は、区民の保養施設（宿泊施設）として、次の3施設を運営しており、これらの施設は指定管理者制度を導入している。 1時間あたり

	施設名	所在地	令和8年度 労働報酬下限額 (最低賃金額)(案)
区民保養施設	中強羅区民保養所 「箱根つつじ荘」	神奈川県足柄 下郡箱根町	1,572円
	区民健康村 「グリーンヒル八ヶ岳」	山梨県北杜市 長坂町	1,350円
区外学習施設	女神湖高原学園 「ヴィレッジ女神湖」	長野県北佐久 郡立科町	1,361円

新宿区公契約条例制定以前は、指定管理者制度の中で労働者等に最低賃金額以上の報酬を支払うといった運用をしており、労働者等の労働環境を適正に確保してきた。

また、公契約条例制定後、令和4年度までは各県の最低賃金額を労働報酬下限額とし、令和5年度から令和6年度までは、各県の最低賃金額を基準とし、さらに10月に最低賃金額が引き上げられることを見込み、前年の最低賃金額の増額分と同額を加えた金額としてきた。

しかしながら、令和5年度、令和6年度とも10月以降において労働報酬下限額が各県の最低賃金額を下回ることとなったため、令和7年度においては、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額と東京都における地域別最低賃金額の格差率に令和7年度の新宿区労働報酬下限額を乗じた金額とした。

令和8年度についても、前年度の考え方を踏襲し、上記の表の労働報酬下限額とする。

なお、令和7年度第2回新宿区労働報酬等審議会で提案した新宿区労働報酬下限額を修正提案したため、これに伴い郊外施設の協定における労働報酬下限額も上記のとおり修正提案する。

【計算式】(例：区民健康村「グリーンヒル八ヶ岳」)

$[1,052円(R7.10山梨県最低賃金) \div 1,226円(R7.10東京都最低賃金)] \times 1,573円(令和8年度新宿区労働報酬下限額) = 1,350円$